

令和7年度満濃池森林公園屋外複合遊具設計業務仕様書（企画提案用）

1 委託業務名

令和7年度満濃池森林公園屋外複合遊具設計業務

2 提案の概要

- (1) 名 称 満濃池森林公園 屋外複合遊具
- (2) 場 所 仲多度郡まんのう町七箇字三田 3941-2
- (3) 敷 地 第二運動広場内
- (4) 提案内容 複合遊具の基本設計、実施設計及び製作・整備費積算見積り

3 委託期間

契約締結日から令和7年9月30日

4 成果品納入場所

香川県環境森林部森林・林業政策課

5 整備の目的

満濃池森林公園は、県民の心身の健康の増進並びに森林及び緑化に関する知識の向上を図ることを目的として設置された施設である（香川県森林公園条例に基づく森林公園）。

年間12万人以上の来園者があり、国の名勝にも指定された「満濃池」を臨む立地から、豊かな自然と歴史を感じることのできる施設である一方、開園以降35年以上が経過し、園内設備の老朽化や国営讃岐まんのう公園と比較した知名度の低さなどの課題がある。

こうした中、満濃池森林公園のシンボルとなり、子ども連れが楽しめるような新たな大型複合遊具を整備することで、満濃池森林公園を含む満濃池周辺地域に訪れたいというきっかけづくりを行う。

6 整備のコンセプト

複合遊具の整備については、次のコンセプト（基本的な考え方）により実施する。

【コンセプト（基本的な考え方）】

「池と森と空に調和した遊びの場」を提供することを目的とする。

豊かな自然の中で、のびのびと体を動かす機会を提供することで、県民の心身の健康を育むとともに、香川県の自然環境を支える満濃池を臨む森林公園で四季折々の景色を感じながら、森林について家族で楽しく学べる空間づくりを目指す。

具体的には、駐車場からのアクセスが良い第二運動広場に、県内最大級の複合遊具を設置する。この遊具は、子どもが思わず遊びたいような魅力的なものであるとともに、テーマやストーリー性があり、満濃池森林公園の中で調和のとれたシンボリックでインパクトのあるものとする。

なお、複合遊具の設置場所が、豊かな自然に囲まれた満濃池森林公園であることから、周囲の自然環境にも溶け込むような色合い、デザインとし、県内外から訪れる幅広い年齢層の子どもや大人が楽しめる場とする。

7 整備の内容等

以下のとおり整備の内容等を示す。

なお、6「整備のコンセプト」及び次に掲げる表の内容を含んだ提案とすること。

項 目	整備内容・備考
○公園全体の調和	・新たに設置する遊具が、既存の遊具等を含め、満濃池森林公園全体で調和が取れるように配慮すること。
○安全対策	・利用時に想定される危険及び予期せぬ遊び方による危険への安全対策を考えること。 ・利用者の動線、遊具の安全領域、遊具の運動方向等を考慮すること。 ・子どもを見守る保護者からの目線を意識すること。
○遊具の熱さ対策	・遊具が高温となり、やけどなどの健康被害につながる可能性があるため、子ども達が安全・安心に利用できるように、熱さ対策を講じること。
○維持管理の容易さ	・各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理費を低減できる対策を考えること。 ・日常的な点検及び小規模な修繕を容易に実施できる材料・構造を考えること。
○基礎地盤に係る対策	・提案遊具の形状等を考慮し、安全な利用を確保するために、芝生化やクッション性のあるシート状材等の敷設を検討すること。 ・遊具の基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
○効果的な遊具の配置及び運動効果や難易度の明確化	・子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供できるような遊具を設置すること。 ・バランスよく運動効果が得られるように、難易度を考慮して遊具を設置すること。 ・遊具で遊ぶ子どもの流れがスムーズになるように工夫すること。 ・設置する遊具の期待できる運動効果や難易度を明確にすること。
○遊具の独自性	・他にはない遊具を提案するとともに、陳腐化が早い遊具や満濃池森林公園内の既存遊具と重複する遊具は避けること。
○利用者に親しまれる工夫	・新たに整備する遊具に愛称を付けるなど、利用者に親しまれる工夫をすること。

8 設計業務の内容

本業務は、基本設計を作成すること及び基本設計から引き続いて複合遊具整備事業のための実施設計を作成することを目的とする。

I 基本設計

受託者は本仕様書に基づき、プロポーザルでの企画提案書の内容を踏まえ、以下の業務に

ついて県と協議のうえ、その承認を得て進めていくものとする。

また、県の指示に応じ、設計の各段階で設計案を提出し、内容改善等の監修を受けながら、設計を進めること。

【基本設計業務】

- ①設置内容の検討
- ②地質調査等の複合遊具設置に係る基本的事項の確認
- ③基本設計図（意匠図等）、整備施工スケジュール案の作成
- ④製作・整備費概算書の作成
- ⑤複合遊具整備エリア及び複合遊具のイメージパースの作成
- ⑥全体的な構成と配置図（ゾーニング）、動線計画の作成

II 実施設計

受託者は本仕様書及び上記 I により作成した基本設計図書に基づき、新たに整備する複合遊具に係る以下の業務について県と協議のうえ、その承認を得て進めていくものとする。

また、県の指示に応じ、設計の各段階で設計案を提出し、内容改善等の監修を受けながら、設計を進めること。

【実施設計業務】

- ①整備内容の確定
- ②整備概要説明書の作成
- ③遊具構成リスト、仕上げリストの作成
- ④平面詳細図、立面図、展開図の作成
- ⑤実施設計図（特記仕様書、意匠図、造作図、グラフィック図、規準によるリスクの適切な管理及びハザードに関する整理・まとめ等）の作成
- ⑥製作・整備費積算書の作成
- ⑦製作・整備工程計画表の作成
- ⑧整備遊具の維持管理費の算出（保守点検費、消耗品費等）
- ⑨遊具の清掃、点検等のマニュアルの作成

III 製作・整備費積算見積りについて

基本設計及び実施設計に係る複合遊具の製作・整備費積算見積り（複合遊具の製作・運搬・組立、遊具設置に係る土木工事・造成工事・基礎工事等遊具の整備に伴い必要となる全ての費用を含む）は、直接工事費（目的とする施設の施工に直接必要な材料費、労務費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）、仮設費並びにその他費用）で考えるものとし、その最高限度額は、50,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

9 企画提案書、基本設計及び実施設計作成にあたっての留意事項

企画提案書、基本設計及び実施設計の作成にあたっては、以下の事項を留意すること。

- （1）陳腐化が早い遊具や既存遊具と重複する遊具は避けること。
- （2）可動部については、長期使用を前提とし、十分な耐久性を持たせる設計とすること。
また、維持管理費が極力安価なものとすること。
- （3）複合遊具に使用する部品は、10 年以上経過しても修繕可能な部品等を使用する設計と

すること。整備内容によって消耗品が必要な場合は、汎用物品での補充が容易なものを採用するなど、保守管理において、できるだけ経費や労力がかからないよう配慮すること。

10年以上経過しても修理可能となるよう、部品の選定・構造等に配慮すること。

(4) 子どもの予期しない遊び方による危険への安全対策を講じること。

(5) 複合遊具は、すべての来園者にとって使いやすいように、ユニバーサルデザインを意識したデザインとすること。

(6) 災害時など、万一の場合の来園者の安全・避難に十分に配慮した設計・配置とし、材料も防火・防災などの法令に沿ったものとする。複合遊具の設置については、地震対策を講じること。

(7) 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月）又は一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」に対応した、遊具の利用によるリスクの適切な管理及びハザードの除去に配慮した設計とすること。

(8) 業務における詳細な工程表を作成し、委託者に提出して承諾を得ること。

(9) 製作・整備において、第二運動広場の利用休止については最小限とする必要があるため、必要な利用休止期間及び時期を、企画提案書に示すこと。

(10) 設計にあたっては、関係法令に合致し、公序良俗に反しないよう留意すること。

(11) 設計段階において、複合遊具に想定される一年間の維持管理経費及び定期点検・臨時保守に係る経費を別途見積書として提出すること。

(12) 本委託業務の受託者以外の者でも、製作・整備が可能なものとする。

10 業務体制

(1) 管理技術者

受託者は、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある者であって、本委託業務を実施するために必要な資格を有する者を管理技術者として選定し、その者の経歴及び資格を書面にて県に提出して承諾を得ること。

管理技術者は、本業務に係る業務趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、展示企画・設計の実務経験を有する者とする。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と県がみなした場合は、受託者は、すみやかに適正な措置を講じるものとする。

(2) 業務の進め方について

業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と県担当者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度、書面（打ち合わせ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

11 費用の負担

受託者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 打ち合わせ、調査結果の報告説明等のための本県の施設への訪問に伴う交通費

(2) 本県の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償

(3) 官公署等に届出をする書類の作成及び届出等の手続に必要な費用

12 事業スケジュール

令和7年7月～8月	基本設計（本委託業務）
令和7年8月～9月	実施設計（本委託業務）
令和7年11月～令和8年3月	複合遊具整備（予定。別途入札等を実施する。）

13 成果物

（１）基本設計図書

基本設計業務が完了した後、実施設計業務を行う前に県へ提出し、検査を受けること。

- ①報告書
- ②基本設計図 A3版 5部
- ③製作・整備費概算書 A4版 5部
- ④上記電子データ CD-ROM等 1部

（２）実施設計図書

実施設計業務が完了した後、県へ提出し、検査を受けること。

- ①報告書
- ②実施設計図 A3版 5部
- ③製作・整備費積算書 A4版 5部
- ④遊具等の維持管理費積算書 A4版 5部
- ⑤製作・整備工程計画表 A3版 5部
- ⑥上記電子データ CD-ROM等 1部

（３）設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合、又は設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。

14 成果物の提出期限

（１）基本設計図書

令和7年8月15日

ただし、イメージパース、製作・整備費概算書の案等、県の事務作業に必要な書類については、県からの指示の都度提出すること。

（２）実施設計図書

令和7年9月22日

ただし、製作・整備費積算書の案等、県の事務作業に必要な書類については、県からの指示の都度提出すること。

15 その他留意事項

- （１）受託者は、建築基準法、消防法、その他関係法令等に適合するよう関係機関と協議しその指示に従うものとする。
- （２）遊具の著作権等は香川県に帰属すること。

- (3) 受託者は、委託者と綿密な打合せを行い、協議のうえ業務を進めること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本仕様書に示されていない事項が生じたときは、委託者とその都度協議のうえ定めることとする。

16 問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県環境森林部森林・林業政策課

TEL:087-832-3454 FAX:087-806-0225

e-mail:rinsei@pref.kagawa.lg.jp